厚生労働大臣 後藤 茂之 殿

全国金融労働組合連合会 中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

いま職場では、長時間過密労働、健康への配慮に欠けた環境で働く労働者も多く、過労死・過労自死も後を 絶ちません。2018年7月に制定された「働き方改革関連法」は、「残業時間の年間上限を規制」していま すが、「過労死の危険ライン」とされる月80時間を超え「単月で100時間未満」を可能にするなど、過労 死を発生させてしまう水準となっており、リモートワークでの労働時間管理が難しい面もあり、労災の認定基 準の見直しで認定しやすくなったとはいえ、そもそも労災を起こさせないことが前提にないことが問題です。

金融機関で働く労働者は、金融リスク商品等のノルマ販売など過度な営業推進が人事考課と連動することや、 パワハラも後を絶たず、労働者の健康が心身両面から損なわれています。その結果、休職や離職を余儀なくさ れる労働者が増加するなど状況はますます悪化していると言えます。

新型コロナウイルスの感染状況は、いまは落ち着きつつありますが、新たなコロナ株での感染拡大が懸念されており、今でも金融機関の職員は感染リスクに怯えながら顧客の対応に真剣に取り組んでいます。

本年4月1日より「改正高年齢者雇用安定法」が施行され、「人手不足」も相まって、従来の「65歳」から「70歳」まで再雇用を進める企業も一部で出てきています。しかし、労働条件や新卒並みの低賃金、パートへの勤務体系変換を余儀なくされるなど問題が多く、生活が困難な状況に追い込まれています。

非正規雇用の労働者が正規労働者との不合理な待遇格差の是正を求めた訴訟の最高裁判決が、昨年10月に相次いで出されました。訴訟に持ち込まなければ差別待遇は一向に改善されないという現実に問題があることは明白であり、多くの金融機関では貴省が策定した「同一労働同一賃金ガイドライン」など、どこ吹く風といったありさまです。また「働き方改革」と称して、週休3~4日制とし副業を認めて基本給を大幅カットするというメガバンクも出ています。8時間働けばまともに暮らせる社会の実現が求められています。

金融機関の厳しい労働実態を改善し、働きやすい職場をつくるため、特に次の事項について監督・指導を強めていただきたく、要請いたします。

記

- 1. 更なる長時間労働を招く裁量労働制の対象拡大など、労働環境の悪化をもたらすおそれのある働くルールの改悪を行わないこと。
- 2. 貴省が平成29年1月20日に発出した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を遵守させ、休日や就業時間外の研修、早朝清掃など労働時間として扱い、適正に労働時間を管理・把握するよう各金融機関に対し監督・指導を強化し、業界全体から不払い残業をなくすこと。
- 3. 「同一労働同一賃金ガイドライン」に基づき、正社員と非正規雇用労働者との不合理な待遇差の解消にむけ、各企業の労使間に安易に委ねることなく、最高裁判例も踏まえ具体的に指導すること。これに伴う正規労働者の待遇引き下げなどの不利益変更が行われないよう強く指導すること。
- 4. 義務化された無期雇用転換ルールの遵守、改正高年法の趣旨に沿った70歳までの雇用確保と年金受給までの生活・就労可能な労働条件(賃金・福利厚生等)の保障など、改善にむけ指導すること。
- 5. 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、PCR検査の拡充を金融機関の経営に求め、職員並びに 家族が感染した場合、特別有給休暇を新設するよう指導すること。
- 6. リモートワークを実施する際は、長時間労働に陥らないよう労働時間管理を適正に行うよう指導すること。
- 7. あおぞら銀行に対し、公正遺言証書の取り扱いについての行内ルール違反等の是正を求め内部通報した行員 に対する懲戒処分の撤回および退職勧奨など不当な扱いの是正を指導すること。また、数々の不当労働行為に 対し東京都労働委員会に救済申立を行っているが、新型コロナウイルスを理由に対面の団体交渉を拒否する あおぞら銀行に対して、救済命令を待たず、労働組合との話し合いで速やかに解決するよう指導すること。

以上